

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員定数条例

(令和7年9月1日条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項、並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第12条第9項の規定に基づき、管理者、監査委員及び公平委員会の事務部局の職員並びに議会の事務局に勤務する職員(臨時的に任用された職員(地方公務員法第22条の3第4項の規定により臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。))又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 前条の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 6人
- (2) 議会の事務部局の職員 4人
- (3) 監査委員の事務部局の職員 4人
- (4) 公平委員会の事務部局の職員 4人

2 前項第2号から第4号までに規定する職員は、同項第1号の職員が兼ねることができる。

(定数外の職員)

第3条 管理者は、前条各号に掲げる職員のうちに次に掲げる職員がある場合においては、当該職員を同条に規定する職員の定数の外にあるもの(以下「定数外」という。)とすることができる。

- (1) 併任又は休職を命ぜられた職員
- (2) 地方自治法第252条の17第1項(同法第292条において準用する場合を含む。)の規定により、他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員

2 前項第1号の休職を命ぜられた職員が復職した場合において、職員の員数が前条に規定する当該事務部局の職員の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数外とすることができる。

(職員の定数の配分)

第4条 第2条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内における配分は、それぞれ管理者が定める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。